

奈良地方最低賃金審議会 第1回運営小委員会会議資料

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	奈良地方最低賃金審議会 運営小委員会 委員名簿	1
No. 2	奈良地方最低賃金審議会 運営小委員会 運営規程	2
No. 3	奈良地方最低賃金審議会 運営小委員会 傍聴規程	4
No. 4	奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問） . . .	5
No. 5	奈良県特定最低賃金の改正決定に係る申出書（3業種）	6

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会委員名簿

公益委員

いとう 伊東	しんいち 眞一
しもやま 下山	あきら 朗
ふくい 福井	まきこ 麻起子

労働者代表

かわもと 河本	しょうご 章吾
まつだ 松田	たくみ 拓実
もとむら 本村	ひでふみ 秀史

使用者代表

うえむら 上村	けんじ 賢司
とうま 当麻	かずしげ 和重
にしだ 西田	まさひこ 雅彦

(敬称略、五十音順)

奈良地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

令和3年7月21日改正

(規程の目的)

第1条 奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会という。」）に設置する奈良地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第137号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 小委員会は、奈良地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の付託事項について、審議を行うものとする。

(委員長)

第3条 小委員会に委員長を置く。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、予め前項の規程の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、奈良労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、年度最初の会議は、審議会会長が招集する。

2 前項の規定により、奈良労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の原則として1週間前までに委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、奈良労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席等)

第5条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けるものとする。
- 3 小委員会は、委員長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部または全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、会議の審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月21日から施行する。

奈良地方最低賃金審議会運営小委員会傍聴規程

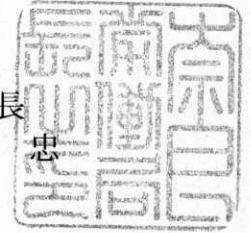
- 第1条 この規程は、奈良地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、係員に住所及び氏名を告げ、その指示により傍聴席に着かなければならない。
ただし、傍聴席が満席の後には、その入場を拒否することができる。
- 2 集団で多人数の者が傍聴しようとする場合において、その団体（集団）を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、委員会は、その若干人を指定して傍聴させることができる。
- 第3条 委員会は、傍聴席の整理上必要があると認めたときには、傍聴券を発行し、傍聴人の数を制限することができる。
- 2 前項の規定により傍聴券を発行したときは、傍聴券を持たない者は、入場することができない。
- 第4条 次の各号の一に該当すると認められる者は、入場を許されない。
- 1 酒気を帯びている者。
 - 2 凶器その他危険なものを持っている者。
 - 3 旗、のぼり、こん棒、プラカード等を携帯している者。
 - 4 前各号に掲げる外、会場の秩序を乱すおそれがあると認められる者。
- 第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても、傍聴席以外の場所に入ってはならない。
- 第6条 傍聴人は、傍聴中、次に掲げることをしてはならない。
- 1 みだりに傍聴席を離れること。
 - 2 飲食等を行うこと。
 - 3 拍手その他いかなる方法でも、議事の言論に批評を加え、又は可否を表わすこと。
 - 4 放談、私語その他喧噪にわたり又は議事を妨害するような行為を行うこと。
 - 5 前各号の外、会場の秩序を乱す言動を行うこと。
- 第7条 会議中において写真の撮影、録音、放送又はこれらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ事務局に申し出て許可を得なければならない。
- 第8条 委員長及び事務局は、この規程を守らない傍聴人に対しては、注意を与え、なお止めないときは、その者を退場させることができる。
- 第9条 傍聴人は、会議開始5分前までに着席すること。以降の入場は認めない。
- 第10条 この規程の改廃は、委員会の決議に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和元年8月5日から施行する。



奈良発基0805第1号
令和6年8月5日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良労働局長
橋口 忠



奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、最低賃金の改正決定の必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

最低賃金の件名	申出書受理年月日	申出代表者名
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示 第2号)	令和6年7月17日	JAM大阪 奈良地区協議会 議長 松井 敦
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示 第3号)	令和6年7月17日	電機連合 奈良地方協議会 議長 田中 篤史
奈良県自動車小売業最低賃金 (令和元年奈良労働局最低賃金公示 第4号)	令和6年7月17日	自動車総連 奈良地方協議会 議長 鳥尾 将人


奈良県特定最低賃金の改正決定に係る申出書
(3業種)



令和6年 7月 12日

奈良労働局長
橋口 忠 殿

大和郡山市丹後庄町 300 番地
JAM 大阪 奈良地区協議会
議 長 松井 敦



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲
奈良県において、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 7250 名
2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A: 3036 名
奈良県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B: 7250 名
$$A / B \times 100 = 41.9\%$$

最も低い労働協約の金額 = 7902 円/日額 988 円/時間額
現在適用されている法定最低賃金額 = 936 円/時間額
5. 添付書類
 - ① 労働協約の写し
 - ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
 - ③ 奈良県における奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
 - ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以 上



奈良県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査に基づく推計)

適用使用者数	212
適用労働者数	7,250

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
株式会社ヒラノテクシード	ヒラノテクシード労働組合	253
株式会社ジェイテクト	ジェイテクト労働組合	1,230
光精軌工業株式会社	光精軌労働組合	59
ホソカワミクロン株式会社	ホソカワミクロン労働組合	33
株式会社ジェイテクトマシンシステム	ジェイテクトマシンシステム労働組合	793
株式会社MSTコーポレーション	MSTコーポレーション労働組合	176
株式会社品川工業所	品川工業所労働組合	116
株式会社ジェイテクトサーモシステム	ジェイテクトサーモシステム労働組合	376
計		3,036

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
株式会社ヒラノテクシード	20.33	157.5	180,600	8,883	1147
株式会社 ジェイテクト	20.3	157.5	190,000	9,360	1206
光精軌工業株式会社	20.75	162.54	180,300	8,689	1109
ホソカワミクロン株式会社		155	180,600		1165
株式会社ジェイテクトマシンシステム		157.6	180,000		1142
株式会社MSTコーポレーション				8,676	1084
株式会社品川工業所	20.25	162	160,000	7,902	988
株式会社ジェイテクトサーモシステム	20.3	157.6	176,300	8,685	1119

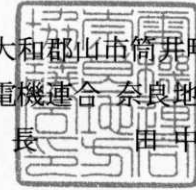


令和6年7月12日

奈良労働局長 橋口 忠 殿

大和郡山市筒井町800
電機連合・奈良地方協議会

議長 田中 篤史



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 1,090名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A: 702名

奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B: 1,090名

$$A / B \times 100 = 64.4\%$$

最も低い労働協約の金額 = 9,299円/日額 1,200円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 936円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以上



奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数	60
適用労働者数	1,090

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社 ①メーターデバイスSBU	パナソニックライフソリューションズ労働組合 スマートエネルギーシステム事業支部	219
シャープ株式会社天理事業所 ①シャープセンシングテクノロジー	シャープ労働組合まほろば支部	483
計		702

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

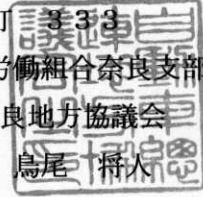
事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
パナソニック株式会社	19.84	153.7	184,500	9,299	1,200
シャープ株式会社	19.8	153.7	187,000	9,444	1,217



令和6年 7 月 12 日

奈良労働局長
橋口 忠 殿

橿原市 十市町 333
ジェイテクト労働組合奈良支部内
自動車総連 奈良地方協議会
議 長 鳥尾 将人



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県自動車小売業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 3650 名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

奈良県自動車小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A: 1220 名

奈良県に自動車小売業を営む使用者に使用される労働者数 B: 3650 名

$$A / B \times 100 = 33.44$$

最も低い労働協約の金額 = 7108 円/日額 948 円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 936 円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以 上



奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数	444
適用労働者数	3,650

(ア、上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
奈良トヨタ自動車株式会社	奈良トヨタ自動車労働組合	483
株式会社ホンダ四輪販売関西	ホンダ四輪販売関西支部労働組合	274
株式会社日産サテオ奈良	日産サテオ奈良労働組合	50
奈良ダイハツ株式会社	奈良ダイハツ労働組合	170
株式会社奈良マツダ	奈良マツダ労働組合	75
奈良日産自動車株式会社	奈良日産自動車労働組合	139
日産プリンス奈良販売株式会社	日産プリンス奈良販売労働組合	29
計		1,220

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
	日	時間		日	時間
奈良トヨタ自動車株式会社	21	158	155,000	7,380	981
株式会社ホンダ四輪販売関西	20.4	163.3	201,400	9,873	1,233
株式会社日産サテオ奈良	21.33	160	161,500	7,571	1,010
奈良ダイハツ株式会社	21.5	161.25	185,000	8,605	1,147
株式会社奈良マツダ	21.75	157.68	161,000	7,402	1,021
奈良日産自動車株式会社	21.5	161.25	200,000	9,302	1,241
日産プリンス奈良販売株式会社	21.7	162.5	154,000	7,108	948

奈良地方最低賃金審議会 第1回運営小委員会

日 時 令和6年8月7日（水曜日）

午後1時30分～

場 所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

会 議 次 第

1 開会

2 議題

- (1) 運営小委員会委員長及び委員長代理の選出について
- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (3) その他

(案)

令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 伊東 眞一

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したため報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	福井 麻起子
労働者代表委員	河本 章吾	松田 拓実	本村 秀史
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

(案)

令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 伊東 眞一

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記
について、慎重に審議を行った結果、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・
送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低
賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはでき
ないとの結論に達したため報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	福井 麻起子
労働者代表委員	河本 章吾	松田 拓実	本村 秀史
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

(案)

令和6年8月21日

奈良地方最低賃金審議会
会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 伊東 眞一

奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性
の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日奈良地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、奈良県自動車小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	福井 麻起子
労働者代表委員	河本 章吾	松田 拓実	本村 秀史
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

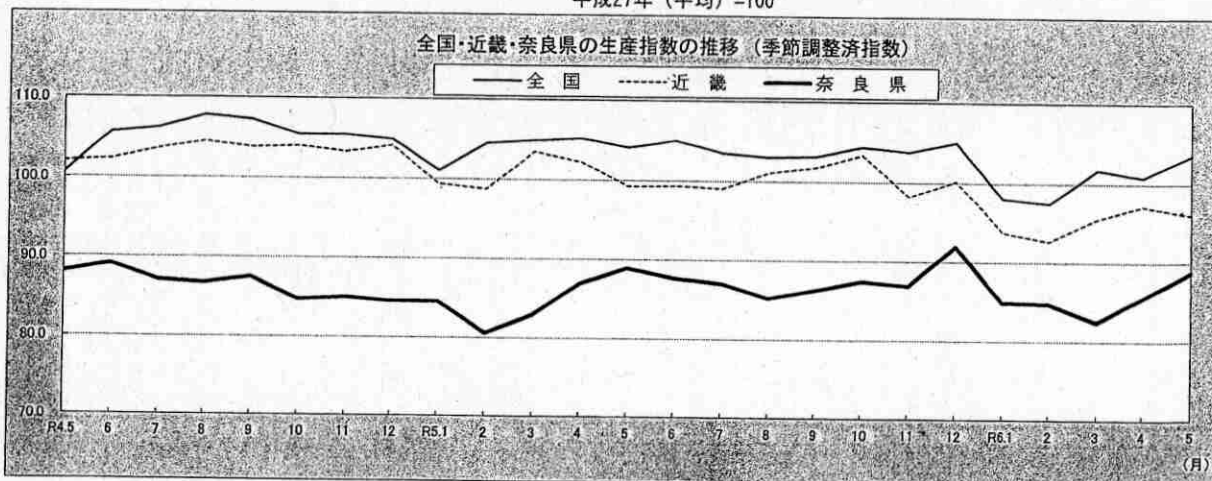
鉱工業指数 全国・近畿・奈良県の推移

《生産指数》

時系列	原 指 数						季 節 調 整 済 指 数					
	全 国		近 畿		奈 良 県		全 国		近 畿		奈 良 県	
	指 数	前年比 (%)	指 数	前年比 (%)	指 数	前年比 (%)	指 数	前期比 前月比 (%)	指 数	前期比 前月比 (%)	指 数	前期比 前月比 (%)
H31年	111.6	▲ 2.6	110.2	▲ 4.5	96.4	▲ 3.3	I 113.4	▲ 1.8	112.7	▲ 3.3	98.9	▲ 1.6
							II 113.5	0.1	110.9	▲ 1.6	98.5	▲ 0.4
							III 112.6	▲ 0.8	111.5	0.5	95.9	▲ 2.6
							IV 108.0	▲ 4.1	106.3	▲ 4.7	92.6	▲ 3.4
R2年	100.0	▲ 10.4	100.0	▲ 9.3	84.7	▲ 12.1	I 106.8	▲ 1.1	107.1	0.8	90.3	▲ 2.5
							II 90.7	▲ 15.1	91.9	▲ 14.2	83.9	▲ 7.1
							III 97.7	7.7	96.8	5.3	83.2	▲ 0.8
							IV 103.5	5.9	103.4	6.8	82.8	▲ 0.5
R3年	105.4	5.4	104.5	4.5	85.3	0.7	I 106.3	2.7	104.9	1.5	83.4	0.7
							II 107.5	1.1	104.8	▲ 0.1	87.1	4.4
							III 103.3	▲ 3.9	104.1	▲ 0.7	84.5	▲ 3.0
							IV 104.6	1.3	103.7	▲ 0.4	86.2	2.0
R4年	105.3	▲ 0.1	103.5	▲ 1.0	86.8	1.8	I 105.4	0.8	103.8	0.1	87.5	1.5
							II 103.9	▲ 1.4	103.0	▲ 0.8	88.4	1.0
							III 107.1	3.1	104.0	1.0	87.1	▲ 1.5
							IV 105.3	▲ 1.7	103.8	▲ 0.2	84.7	▲ 2.8
R5年	103.9	▲ 1.3	100.6	▲ 2.8	86.4	▲ 0.5	I 103.5	▲ 1.7	100.6	▲ 3.1	82.7	▲ 2.4
							II 104.8	1.3	100.3	▲ 0.3	87.9	6.3
							III 103.3	▲ 1.4	100.7	0.4	86.2	▲ 1.9
							IV 104.4	1.1	100.6	▲ 0.1	88.8	3.0
R6年							I 99.0	▲ 5.2	94.0	▲ 6.6	84.0	▲ 5.4
令和5年5月	96.6	4.1	93.7	▲ 1.0	82.3	2.2	104.1	▲ 1.0	99.3	▲ 2.9	88.9	2.2
6月	108.2	▲ 0.1	102.1	▲ 2.9	91.2	▲ 1.6	105.0	0.9	99.4	0.1	87.7	▲ 1.3
7月	105.1	▲ 2.6	100.2	▲ 4.4	88.2	0.0	103.5	▲ 1.4	99.1	▲ 0.3	87.1	▲ 0.7
8月	96.1	▲ 4.7	92.9	▲ 3.2	80.3	▲ 1.8	103.1	▲ 0.4	101.1	2.0	85.2	▲ 2.2
9月	107.0	▲ 4.5	103.8	▲ 3.1	88.6	▲ 1.0	103.2	0.1	101.8	0.7	86.3	1.3
10月	106.3	0.9	104.4	1.2	88.1	4.8	104.4	1.2	103.4	1.6	87.5	1.4
11月	106.9	▲ 1.6	100.8	▲ 5.0	89.1	2.3	103.8	▲ 0.6	98.2	▲ 5.0	87.0	▲ 0.6
12月	106.4	▲ 1.1	100.2	▲ 5.4	91.0	7.4	105.0	1.2	100.2	2.0	92.0	5.7
令和6年1月	92.4	▲ 1.5	88.4	▲ 5.6	80.0	1.8	98.0	▲ 6.7	93.8	▲ 6.4	84.9	▲ 7.7
2月	97.0	▲ 3.9	92.4	▲ 5.1	84.9	6.4	97.4	▲ 0.6	92.7	▲ 1.2	84.7	▲ 0.2
3月	110.0	▲ 6.2	106.5	▲ 10.7	89.5	▲ 3.0	101.7	4.4	95.5	3.0	82.5	▲ 2.6
4月	r 100.7	▲ 1.8	r 97.0	▲ 2.3	r 86.8	▲ 0.8	r 100.8	▲ 0.9	r 97.1	1.7	r 85.5	3.6
5月	p 96.9	0.3	p 91.0	▲ 2.9	p 83.6	1.6	p 103.6	2.8	p 96.0	▲ 1.1	p 88.8	3.9

r...改訂 p...速報

全国値は経済産業省、近畿値は近畿経済産業局公表の数値を使用。
平成27年(平均)=100



※全国値、近畿値は2020(R2)年基準に移行しております。

鉱工業指数の業種別の動き

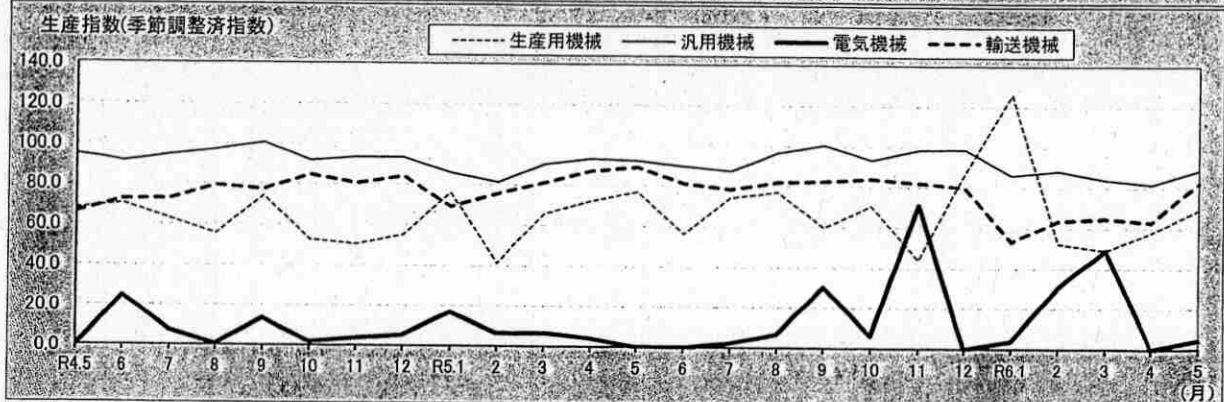
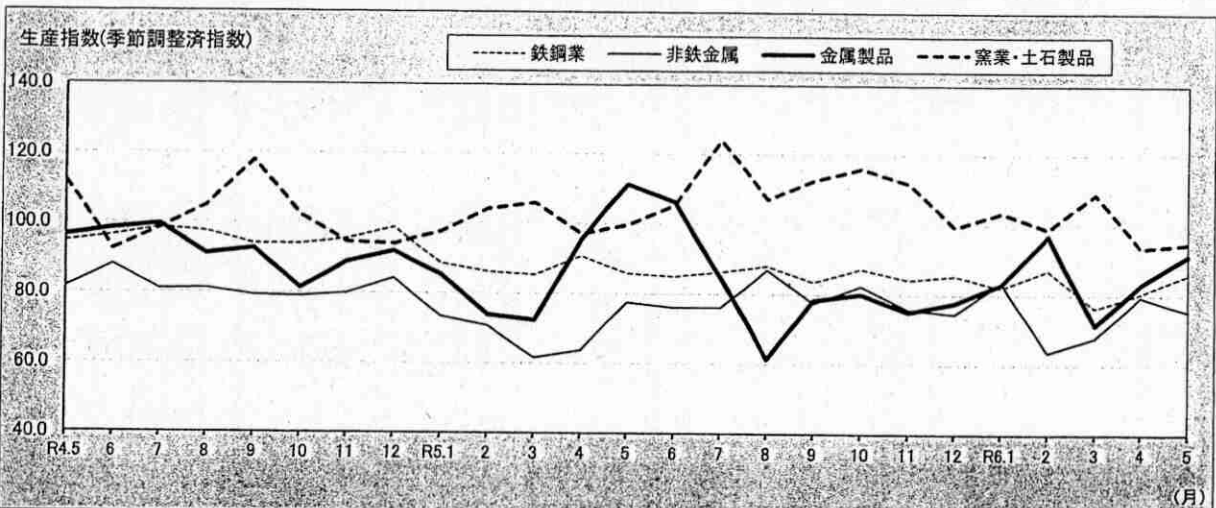
(注) 生産系列の総合指数(季節調整済指数)で上昇・低下に寄与した業種の順番で掲載している。
前月比、前年同月比は(%)

・上昇に寄与した業種

業種名	生産				在庫					
	季節調整済指数			原指数		季節調整済指数			原指数	
	前月比	今月 / 前月	前月	前年同月比	今年 / 前年	前月比	今月 / 前月	前月	前年同月比	今年 / 前年
輸送機械工業	30.5	82.2 / 63.0		▲6.0	64.6 / 68.7	-	- / -		-	- / -
化学工業	9.8	200.3 / 182.4		▲17.1	180.6 / 154.2	x	x / x		x	x / x
生産用機械工業	19.2	69.0 / r 57.9		▲7.3	61.3 / 66.1	5.4	19.4 / 18.4		▲25.4	19.1 / 25.6
金属製品工業	10.0	91.4 / r 83.1		▲16.0	79.2 / 94.3	▲12.1	80.6 / 91.7		▲20.7	78.2 / 98.6
ゴム製品工業	12.0	105.7 / 94.4		▲6.5	101.2 / 95.0	2.4	194.6 / 190.0		▲3.6	193.2 / 200.4
汎用機械工業	8.6	88.7 / 81.7		▲4.4	85.3 / 89.2	x	x / x		x	x / x
電気機械工業		4.6 / 0.0			4.6 / 0.0	x	x / x		x	x / x
印刷業	21.0	81.8 / 67.6		▲35.8	74.7 / 55.0	-	- / -		-	- / -
その他製品工業	6.3	92.7 / 87.2		▲2.3	90.6 / 92.7	x	x / x		x	x / x
パルプ・紙・紙加工品工業	5.3	93.9 / 89.2		▲4.8	87.4 / 91.8	0.4	937.3 / 933.6		▲0.1	936.9 / 937.4
鉄鋼業	6.7	86.0 / 80.6		▲1.8	81.1 / 79.7	0.9	94.0 / 93.2		▲7.4	94.5 / 102.0
繊維工業	1.5	93.1 / 91.7		▲18.3	89.4 / 75.6	▲1.9	91.8 / 93.6		▲9.3	92.0 / 101.4
窯業・土石製品工業	1.4	94.9 / 93.6		▲3.3	95.0 / 98.2	1.3	95.5 / 94.3		5.3	88.0 / 83.6

・低下に寄与した業種

業種名	生産				在庫					
	季節調整済指数			原指数		季節調整済指数			原指数	
	前月比	今月 / 前月	前月	前年同月比	今年 / 前年	前月比	今月 / 前月	前月	前年同月比	今年 / 前年
食料品・たばこ工業	▲5.9	98.1 / 104.3		7.8	103.2 / 95.7	▲4.0	77.3 / 80.5		3.1	84.2 / 81.7
プラスチック製品工業	▲5.6	88.0 / 93.2		▲5.1	84.1 / 88.6	1.6	109.3 / 107.6		0.1	103.2 / 103.1
非鉄金属工業	▲5.3	75.4 / 79.6		1.6	74.3 / 73.1	x	x / x		x	x / x
木材・木製品工業	▲1.4	41.0 / 41.6		▲0.5	40.5 / 40.7	▲2.2	48.5 / 49.6		▲15.7	48.3 / 57.3



業種別生産指数 《季節調整済指数》

年・月別	製造工業 (総合)	電気機械 工業	生産用 機械工業	汎用機械 工業	輸送機械 工業	(参考)	(参考)
						一般機械 工業	機械工業
令和2年1月	93.0	8.9	57.5	97.1	84.6	75.8	67.9
2月	91.0	2.8	54.8	99.0	98.2	72.3	67.3
3月	86.9	62.5	52.9	95.6	78.1	70.4	64.8
4月	86.6	2.2	50.7	90.4	57.4	68.4	55.5
2月	83.2	39.9	43.4	85.9	42.5	61.8	54.0
6月	82.0	3.6	51.3	76.4	57.6	63.5	51.1
7月	82.4	23.9	44.2	83.3	76.8	61.3	59.3
8月	83.4	1.3	53.3	87.1	76.5	65.7	57.1
9月	83.9	14.3	46.6	88.5	80.4	63.9	59.6
10月	83.0	0.9	35.9	89.0	84.2	58.7	57.1
11月	82.3	1.2	41.1	87.8	81.5	61.3	58.9
12月	83.0	16.6	38.9	89.5	79.3	58.9	57.4
令和3年1月	84.8	0.0	31.7	92.1	78.7	59.9	56.1
2月	81.9	3.5	41.8	91.7	78.5	63.4	57.0
3月	83.6	11.8	54.6	92.9	78.3	70.0	57.9
4月	88.6	0.0	48.8	90.8	83.5	67.2	62.2
2月	84.7	0.0	51.4	93.9	76.7	69.4	59.2
6月	88.1	1.7	54.7	91.5	80.4	72.0	62.5
7月	87.5	11.0	51.5	97.9	76.0	71.2	61.4
8月	82.4	0.0	58.2	96.0	64.6	73.0	58.4
9月	83.6	21.1	53.2	93.0	50.0	68.9	53.5
10月	84.5	0.0	81.7	93.6	58.2	87.8	62.4
11月	88.7	15.9	68.8	99.9	75.0	81.7	70.6
12月	85.5	0.4	63.4	92.3	80.7	75.8	63.4
令和4年1月	87.2	0.2	67.1	91.2	67.1	76.4	61.1
2月	87.0	3.1	74.6	92.5	71.5	81.8	64.7
3月	88.2	53.6	70.0	94.6	66.7	80.1	65.6
4月	87.9	4.0	60.9	95.1	71.5	75.4	63.7
5月	88.1	0.0	67.7	94.8	65.9	79.0	62.3
6月	89.1	24.7	70.2	91.3	72.2	80.1	67.9
7月	87.1	7.6	62.7	94.5	72.6	76.1	62.3
8月	86.7	0.7	55.4	87.1	79.2	72.9	62.6
9月	87.5	13.4	74.1	100.6	77.4	86.9	69.4
10月	84.7	2.0	52.5	91.9	84.8	69.2	61.7
11月	85.0	3.8	50.3	93.6	80.4	68.2	62.0
12月	84.5	5.6	54.9	93.4	84.1	70.9	62.3
令和5年1月	84.5	16.8	75.9	86.0	69.0	78.4	66.0
2月	80.6	6.6	41.4	81.3	75.6	58.6	55.1
3月	82.9	7.0	65.9	90.5	81.3	75.9	60.8
4月	87.0	4.4	72.2	93.5	87.3	80.3	71.3
5月	88.9	0.0	76.9	92.5	89.2	83.4	71.2
6月	87.7	0.0	56.3	89.9	81.2	71.2	61.6
7月	87.1	2.2	74.2	87.7	78.4	79.7	64.9
8月	85.2	7.0	77.1	86.9	82.0	85.4	71.6
9月	86.3	30.4	59.8	100.6	82.7	77.4	68.7
10月	87.5	6.5	70.5	93.4	84.0	80.3	68.1
11月	87.0	71.2	44.3	98.6	82.1	67.1	74.2
12月	92.0	0.0	86.8	98.9	79.8	92.7	70.9
令和6年1月	84.9	3.9	126.3	86.2	53.3	102.8	70.5
2月	84.7	30.8	52.4	88.4	63.6	67.0	61.2
3月	82.5	49.2	49.2	83.9	64.7	62.4	55.2
4月	85.5	0.0	57.9	81.7	63.0	67.9	56.4
5月	88.8	4.6	69.0	88.7	82.2	77.6	67.3

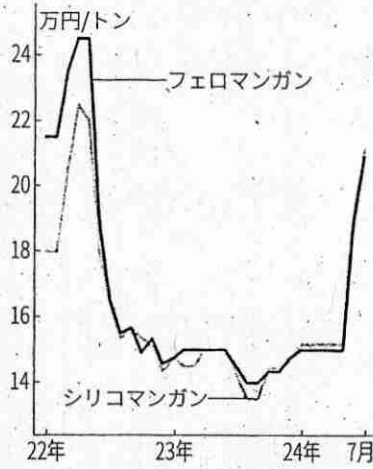
令和5年12月を除き
令和2年3月～令和6年5月まで
50ヶ月の間ずっと80%台

した。原料となるマンガン鉱石の主要な産地であるオーストラリアからの供給が滞り、価格を押し上げている。人件費やエネルギー代の上昇に悩む鉄鋼メーカーにとって、さらなるコスト増加の要因となる。

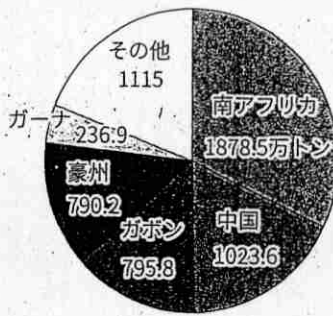
豪から原料供給滞る

シリコマンガンの取引 エロマンガンは同20万9
価格は足元で1トあたり 500円前後で、5月に
21万1500円前後、フ 比べそれぞれ40%上昇し

マンガン系の合金鉄が急騰



豪州はマンガン鉱石の 主要な産地



(注)2021年のマンガン鉱石生産量
(出所)日本フェロアロイ協会

た。ロシアのウクライナ
侵略による混乱で商品相
場全般が押し上げられた
2022年前半以来の高
水準だ。いずれも鋼の成
分を調整する転炉に投入

州、ガボンで採掘された
マンガン鉱石を輸入して
合金に加工するほか、イ
ンドなどで加工された合
金鉄も輸入している。
最近の急騰の要因は鉄
石価格の上昇だ。3月に
豪州の鉱石積み出し港が
サイクロンの被害を受

中古車競売価格が最高

7月18%高、2カ月連続更新



中古車競売大手のユー
・エス・エス(USS)
がまとめた7月の中古車
の平均落札価格は、前年
同月比18%高い1.25万
6000円だった。6月
につけた過去最高値(1
23万9000円)を超
え、2カ月連続で最高値
を更新した。前年同月を
上回るのは9カ月連続。
輸出向けなどで旺盛な需
要に出品台数が追いつか
ず、単価が上がっている。
競売には中古車買い取
り店や新車ディーラーで
下取りされた車のうち、
自店で販売されない分が
多い。
中古車は輸出向けなどで旺
盛な需要に出品台数が追
いついていない

出品される。中古車販売
店や輸出会社などが車両
を仕入れるために落札す
る。競売での落札価格は
中古車相場の基準とな
り、消費者が車を下取り
に出す際の評価額や中古
車店の販売価格に影響す
る。

中古車の相場は新型コ
ロナウィルス禍の半導体
不足で新車の生産・販売
が停滞した2022年に
高値をつけた。その後、
自動車メーカーの生産回

復を受け下落していた
が、ここきて再び高騰
している。自動車メーカ
ーの認証不正問題の影響
で新車販売が滞り、中古
車市場でも車両不足とな
っているためだ。

USSの競売への7月
の出品台数は前年同月か
ら1%減の24万8875
台だった。成約台数は11
%増えた。需給の逼迫度
合いを反映する成約率は
70.7%と前年から7.
4%上昇した。

消費者は車の買い替え
時にそれまで乗っていた
車を下取りに出すことが
多く、下取りされた車両
が中古車市場に回る。買
復した。

薄鋼板在庫1.2%減

車減産などで生産調整

6月末

薄鋼板主要3品種(熱
延、冷延、表面処理)の
6月末のメーカー・流通
在庫(速報値)は407
万トと前月末から5万1
000ト(1.2%)減
った。自動車の減産など
で鋼材需要が弱いなか、
鉄鋼メーカーが生産調整
を進めている。

品種別では熱延が6万
5000ト(3.3%)減
の192万1000ト、
冷延が9000ト(1.
1%)多い84万5000
ト、表面処理は6000
ト(0.5%)増の13
0万3000トだった。
薄鋼板の需要は弱いま
まだ。認証不正問題でト

鉱石生産量で豪州は79
0万トと4番手だ。2位
の中国(1023万ト)も
生産量が大いもの、
自国内で加工・消費する
がりととなり、製鉄コスト
へのインパクトは無視で
きない。高層マンション
に使われる鉄筋など、高
い強度が必要になる鋼材
るといふ。

主要相場

平鋼 6×50ミリ	153-154	135-136
山形 6×50ミリ	121-123	124-126
みぞ形 6×65×125ミリ	123-125	124-126
H形 5.5×8×200×100ミリ	123-125	124-126
軽量C形	2.3×100×50×20ミリ	172-175
175	172-175	175
▽鋼板 スポット物 (異形棒 16ミリ 磨き場源1.)		

日経商品指数17種 5日 229.633
(1970年平均=100) 前日比 -1.889

デイリー

▽ロコ東京金 (円建て、終
値、1丸、円) 111,368
▽小売価格(地金商系、消費
税込み、円) 暫値

▽毛糸(名古屋仲間、羊毛織り糸、1 キロ、90日手形、日歩付き、円)	48双	2,650-2,750
60双		2,950-3,150
砂糖		
(元卸、市中標準品、置き場渡し、1 キロ、現金、円)		
東京	大阪	
上白 249-251	249-251	
白ざら 272-275	272-275	

はえぬ 025.1
ななこ
きらら
まっし
つがる
ヒノヒ
▽もち

ワイークリー

(毎週1回火曜日掲載)

コメ

(1等、仲間、包装込み、持ち
込み渡し、60キロ、千円、左側
東京、右側大阪)
▽うるち玄米 (2023年産)

2. 製

2-A. 産業中分類別

年次及び産業別	事業所数	従業者数 (人)	総額 (万円)	構成比 (%)	製造品出荷額等		加工賃 収入額 (万円)
					製造品 出荷額 (万円)	内訳	
平成28年	1,923	62,251	181,932,379	100.0	164,461,923		6,478,380
29	1,881	61,556	209,168,958	100.0	166,738,864		6,668,112
30	1,835	61,888	217,326,901	100.0	168,606,984		7,033,953
令和元年	1,783	61,560	212,241,695	100.0	164,408,430		7,015,439
2	1,578	57,218	171,573,858	100.0	155,140,149		6,513,856
食料品製造業	158	8,031	22,096,338	12.9	20,326,236		197,269
飲料・たばこ・飼料製造業	41	721	1,409,382	0.8	1,342,104		17,925
繊維工業	182	4,226	5,918,370	3.4	4,700,720		537,623
木材・木製品製造業	93	1,467	5,439,231	3.2	4,887,992		119,724
家具・装備品製造業	38	1,072	2,946,982	1.7	2,807,821		34,561
パルプ・紙・紙加工品製造業	57	1,997	5,641,226	3.3	5,387,293		153,617
印刷・同梱業	56	2,936	7,781,298	4.5	7,355,188		314,354
化学工業	68	3,408	12,120,743	7.1	10,506,490		1,081,307
石油製品・石炭製品製造業	7	129	X	X	X		-
プラスチック製品製造業	191	6,571	14,962,766	8.7	13,266,510		1,393,134
ゴム製品製造業	31	2,548	6,321,140	3.7	5,990,711		48,657
なめし革・同製品・毛皮製造業	9	205	377,584	0.2	287,855		2,066
窯業・土石製品製造業	78	1,253	3,111,869	1.8	2,354,834		121,042
鉄鋼業	35	891	3,436,113	2.0	2,959,730		346,298
非鉄金属製造業	13	584	1,707,027	1.0	1,525,310		36,390
金属製品製造業	189	4,607	14,603,476	8.5	13,239,609		1,121,844
はん用機械器具製造業	56	2,012	5,219,317	3.0	4,639,719		191,862
生産用機械器具製造業	97	4,487	11,184,943	6.5	9,915,672		320,198
業務用機械器具製造業	14	2,570	13,715,752	8.0	13,303,324		15,552
電子部品・デバイス・電子回路製造業	11	343	450,361	0.3	266,579		181,883
電気機械器具製造業	32	942	2,701,628	1.6	2,081,773		55,328
情報通信機械器具製造業	2	215	X	X	X		-
輸送用機械器具製造業	36	3,291	18,630,555	10.9	17,787,955		114,762
その他製造業	84	2,712	10,702,756	6.2	9,111,923		108,460

(注)1. [x] は、1又は2の事業所に関して秘密の保持のため秘匿したものであり、秘匿された数値は合計に含ま

2. その他収入額には、くす・廃物を含んでいる。

3. 事業所数・従業者数は翌年6月1日現在、その他の項目は当該年1月~12月の調査の実績による。

4. 平成27年の数値は、「平成28年経済センサス一活動調査」(平成28年6月1日基準日)、令和2年の数値は

ある。数値の比較解釈に当たっては、留意されたい。

資料：県統計課「統計分析課「工業統計調査結果」(平成28年、29年、30年、令和元年) 確報 奈良県結果」(平成27年、

県統計課「平成28年経済センサス一活動調査(製造業に関する集計) 確報 奈良県結果」(平成27年、

製造業

統計表(従業者4人以上の事業所)

その他 収入額 (万円)	現金給与総額		原材料使用額等		付加価値額	
	実数 (万円)	構成比 (%)	実数 (万円)	構成比 (%)	実数 (万円)	構成比 (%)
10,992,076	25,010,068	100.0	108,323,125	100.0	65,259,765	100.0
35,761,982	25,481,966	100.0	133,431,229	100.0	68,263,347	100.0
41,635,964	25,615,434	100.0	141,006,520	100.0	70,496,452	100.0
40,817,826	25,537,315	100.0	137,362,127	100.0	68,887,095	100.0
9,919,853	24,098,413	100.0	97,551,176	100.0	63,888,781	100.0
1,572,833	2,751,812	11.4	11,268,390	11.6	9,463,209	15.5
49,353	247,271	1.0	660,088	0.7	545,634	1.3
680,027	1,144,337	4.7	3,342,480	3.4	2,199,176	3.4
431,515	506,855	2.1	3,792,715	3.9	1,386,806	2.1
104,600	421,979	1.8	1,828,575	1.9	957,828	1.4
100,316	821,197	3.4	2,926,412	3.0	2,379,642	3.3
111,756	1,421,192	5.9	4,176,074	4.3	3,008,485	3.5
532,946	1,474,910	6.1	7,633,281	7.8	3,636,046	5.9
-	X	X	X	X	X	X
303,122	2,496,767	10.4	8,695,750	8.9	5,207,699	8.5
281,772	1,241,371	5.2	3,442,815	3.5	2,522,590	3.6
87,863	64,620	0.3	174,255	0.2	178,737	0.3
635,993	489,055	2.0	1,708,088	1.8	1,275,662	1.9
130,085	396,029	1.6	2,278,729	2.3	953,575	1.4
145,327	293,184	1.2	907,868	0.9	594,681	1.6
242,023	1,855,927	7.7	8,505,491	8.7	5,193,209	9.2
387,736	941,089	3.9	2,558,126	2.6	2,379,976	3.7
949,073	2,305,606	9.6	6,047,382	6.2	4,508,537	8.7
396,876	1,627,740	6.8	7,460,155	7.6	5,700,842	7.2
1,899	112,103	0.5	207,452	0.2	219,124	0.2
564,527	336,807	1.4	1,686,337	1.7	870,653	1.9
-	X	X	X	X	X	X
727,838	1,875,831	7.8	10,431,132	10.7	7,544,369	6.0
1,482,373	1,090,089	4.5	7,077,147	7.3	2,900,329	8.9

ている。

「令和3年経済センサス一活動調査」(令和3年6月1日基準日)のうちから製造業に関して集計を行ったもので

令和2年)

12589355

2748372

27858715

2-B. 産業中分類別統計

Table with columns for industry type (e.g., 食品製造業), number of employees, manufacturing value added, and material usage. Includes sub-totals for '平成28年' and '令和元年'.

(注) 1. 「x」は1又は2の事業所に関する秘密の保持のため秘匿したものであり、秘匿された数値は合計に含めない。
2. その他収入額には、くず・廃物を含んでいる。
3. 平成28年調査から回収率は調査していないため、「工業用水総使用量」については平成27年以前の数値
4. 事業所数・従業員数は翌年6月1日現在、その他の項目は当該年1月～12月の調査の実績による。
5. 平成27年の数値は、「平成28年経済センサス-活動調査」（平成28年6月1日基準日）、令和2年の数値は、
である。数値の比較解釈に当たっては、留意されたい。
資料：県統計課・統計分析課「工業統計調査結果」（平成28年、29年、30年、令和元年）
県統計課「平成28年経済センサス-活動調査（製造業に関する集計）確報 奈良県結果」（平成27年）
県統計課「令和3年経済センサス-活動調査（製造業に関する集計）確報 奈良県結果」（令和2年）

表 (従業員30人以上の事業所)

Table with columns for value added, inventory, manufacturing, semi-products, and raw materials. Includes sub-totals for '平成28年' and '令和元年'. Includes handwritten annotations '85.6' and '76.0'.

とは接続していない。

「令和3年経済センサス-活動調査」（令和3年6月1日基準日）のうちから製造業に関して集計を行ったもの

第10章 商業

1. 卸売・小売業の産業分類別事業所数 (従業者規模別)

Table showing the number of establishments in retail and wholesale trade, categorized by business type and employee scale. It includes columns for total establishments, and sub-columns for scales from 4 people or less to 100 or more people.

資料: [平成19年・26年] 県統計課「商業統計調査結果報告書」、[平成26年・令和3年] 総務省統計局「経済センサス調査」

(注) 1. 平成26年商業統計調査は、日本標準産業分類の改訂及び調査設計の大幅変更が行われたため、前回(平成19年)調査の数値とは連続していない。 2. 平成26年経済センサス活動調査及び令和3年経済センサス活動調査の従業者数(男女別)

従業者数(男女別)、年間商品販売額及び売場面積

Table showing the number of employees (male/female), annual goods sales, and selling area for various retail and wholesale trade sectors.

※-活動調査 産業別集計 (卸売業・小売業) 年) 調査の数値とは連続していない。 及びその他収入額の調査を行っていないため、一で示している。

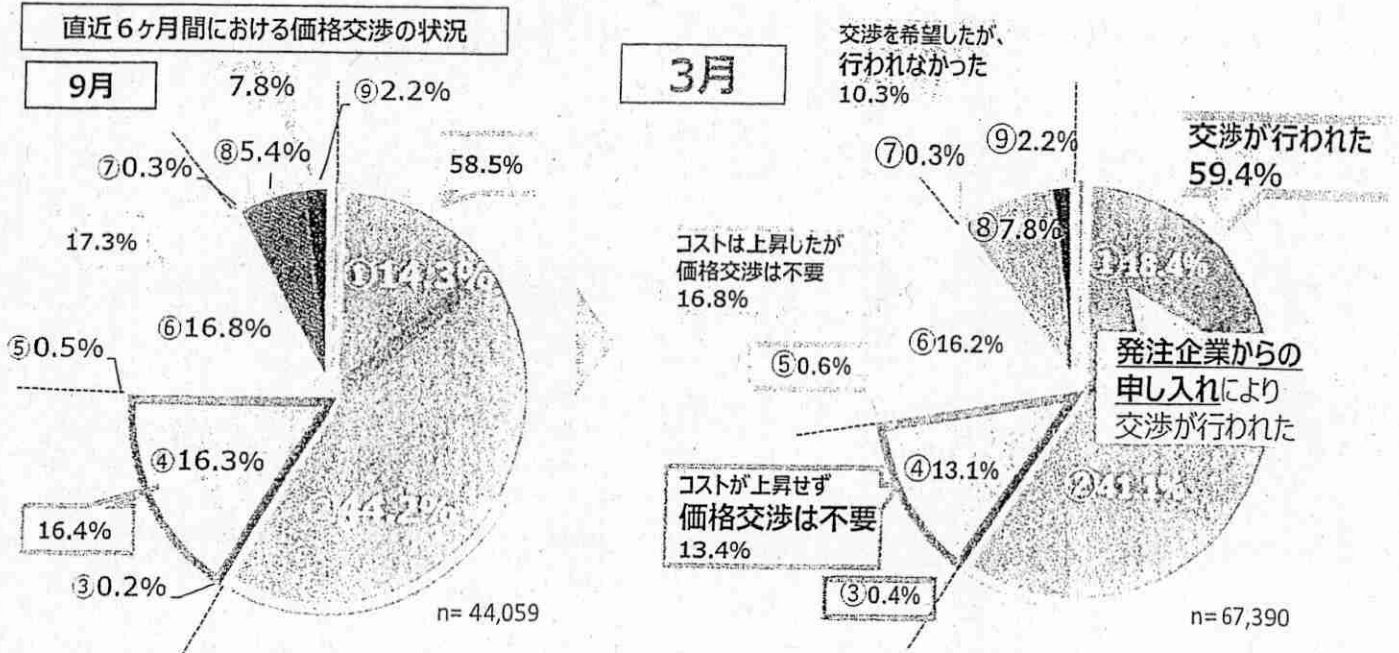
第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	計		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所	
	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	42.3	0.9	39.2	17.6	100.0	44.2	1.1	40.0	14.7	100.0	39.0	1.3	40.1	19.6	100.0	48.6	0.2	36.0	15.2				
B	100.0	43.4	0.5	41.6	14.6	100.0	46.0	1.2	35.7	17.1	100.0	42.4	0.4	43.9	13.3	100.0	53.5	0.0	27.7	18.9				
C	100.0	42.4	0.9	37.1	19.6	100.0	40.7	1.8	31.7	25.8	100.0	41.8	1.1	37.6	19.4	100.0	49.4	1.5	36.5	12.5				
計	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4				
R 5 年	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2				

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所	
	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	28.5	0.0	51.9	19.5	100.0	32.6	1.8	48.4	17.2	100.0	61.8	0.3	19.4	18.5	100.0	43.5	1.2	40.3	14.9				
B	100.0	32.4	0.7	49.8	17.0	100.0	28.7	0.0	61.4	9.9	100.0	63.5	0.0	22.3	14.2	100.0	39.7	0.7	46.7	12.9				
C	100.0	33.9	0.0	43.5	22.5	100.0	28.7	1.7	48.5	21.1	100.0	64.4	0.5	17.9	17.2	100.0	38.3	0.5	45.4	15.7				
計	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0				
R 5 年	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5				

価格交渉の状況

- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、昨年9月から更に増加（14.3%→18.4%）。（昨年3月 7.7%）
- 発注企業との価格交渉が行われた割合も、微増（58.5%→59.4%）。
⇒ 発注企業の方からの交渉申し入れも浸透し始め、価格交渉できる雰囲気更に醸成されつつある。
- 一方で、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合が増加（7.8%→10.3%）。
⇒ 引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉の機運醸成が必要。



※①～⑨の凡例（中小企業への質問項目）は次ページ参照

（参考）価格交渉【アンケート質問票と回答分布】

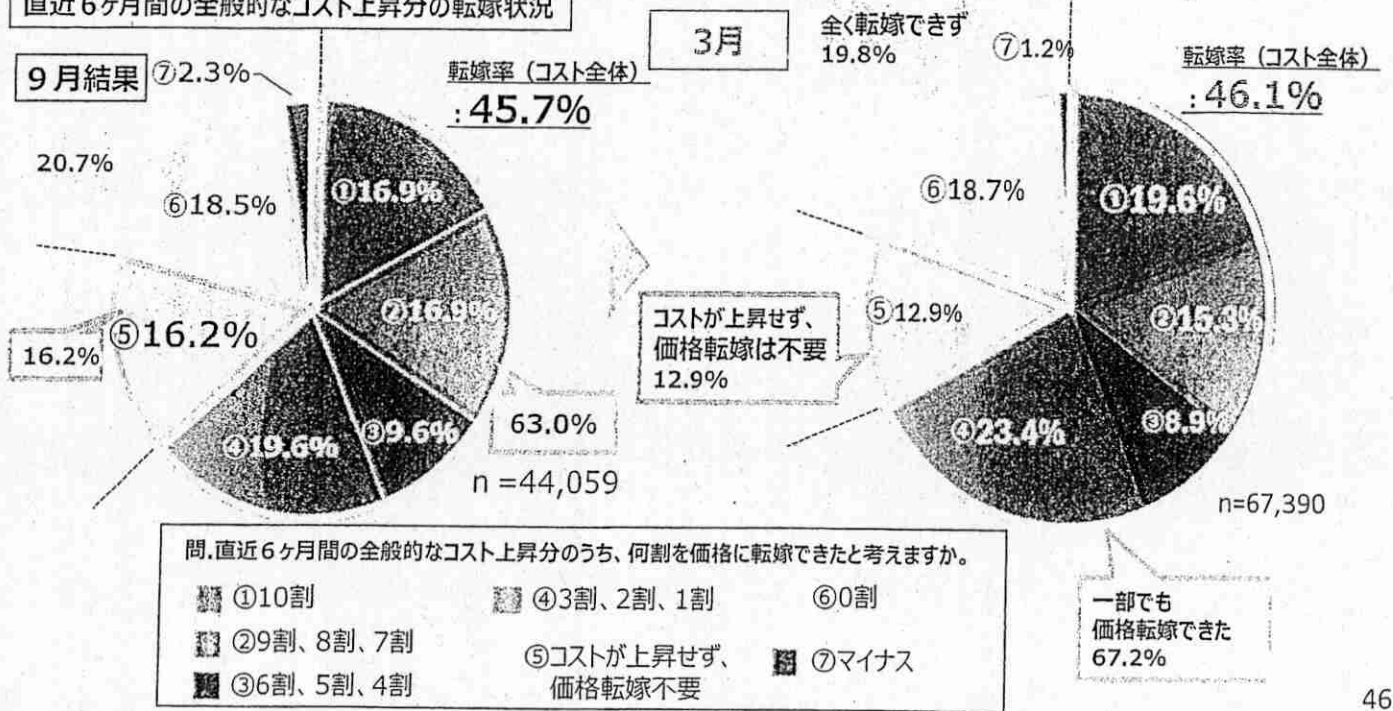
直近6ヶ月間における価格交渉の状況		9月	3月
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	14.3%	18.4%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	44.2%	41.1%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%	0.4%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.3%	13.1%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	0.6%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.8%	16.2%
⑦	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.3%
⑧	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった。	5.4%	7.8%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	2.2%	2.2%

n=44,059 n=67,390

価格転嫁の状況① 【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は46.1%、昨年9月より微増（45.7%→46.1%）。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を全額（10割）価格転嫁できた割合（①）は約3ポイント増加（16.9%→19.6%）。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加（63.0%→67.2%）。
 - 一方、1～3割しか価格転嫁できなかった割合（④）は約4ポイント増加（19.6%→23.4%）。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ 価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。

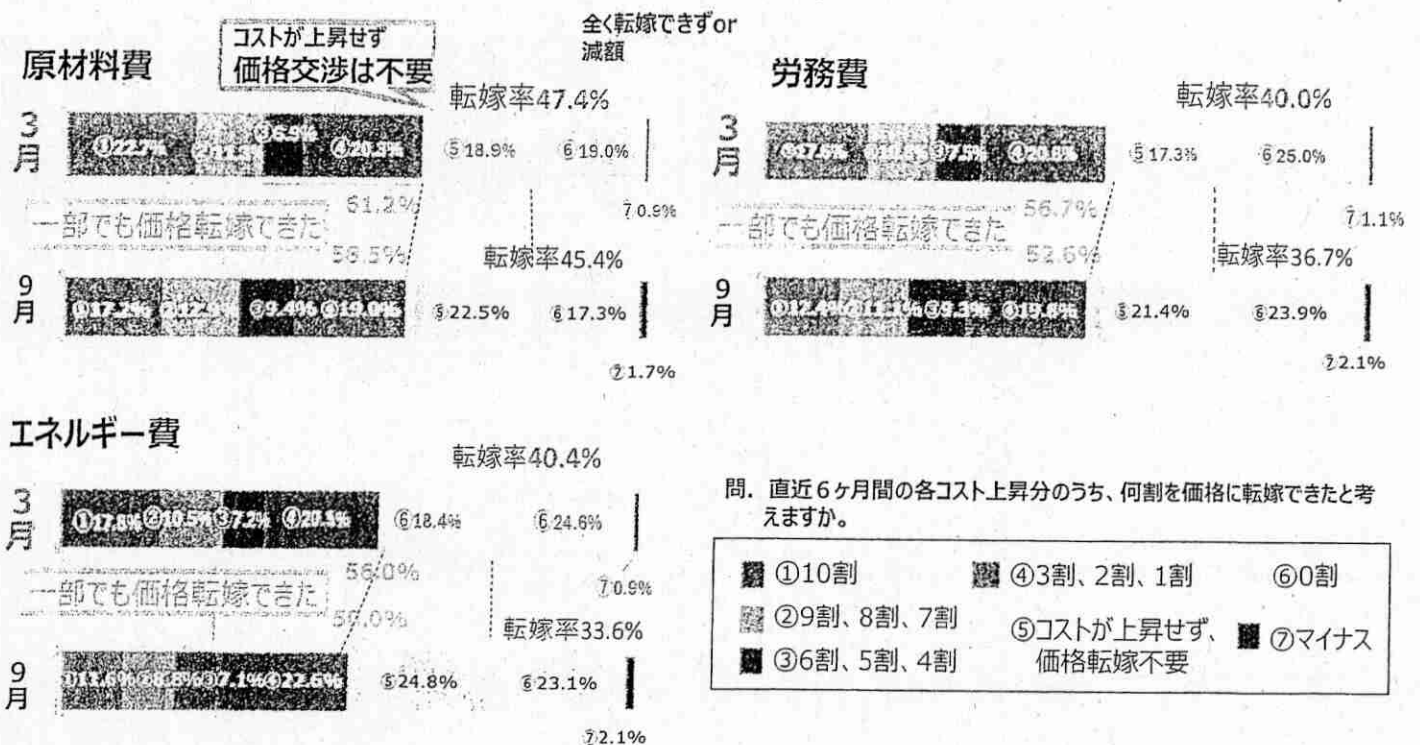
直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況



46

価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

- 労務費、エネルギー費の転嫁率は、原材料費と比較して約7ポイント低い水準だが、前回（昨年9月）よりも差は縮小（▲10ポイント→▲7ポイント）。
- ⇒ 労務費の指針や、エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準（本年3月改正）等の影響が、徐々に浸透しつつある。



47

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング（発注企業の業種毎に集計）

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が低いといった全体的な傾向は従前通りだが、トラック運送は約4ポイント、放送コンテンツは約7ポイント上昇。

業種別	コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率			業種別	コスト増に対する	各要素別の転嫁率		
		原材料費	エネルギー	労務費			原材料費	エネルギー	労務費
①全体	45.7%	45.4%	33.6%	36.7%	①全体	↑46.1%	↑47.4%	↑↑40.4%	↑40.0%
1位 化学	59.7%	57.9%	45.7%	47.1%	1位 化学	↑61.0%	↑↑63.2%	↑↑54.1%	↑51.1%
2位 食品製造	53.7%	52.5%	37.6%	39.9%	2位 製薬	↑53.5%	↑↑56.5%	↑↑49.7%	↑↑44.1%
3位 電機・情報通信機器	53.4%	55.2%	37.8%	39.9%	3位 機械製造	↓51.9%	↑57.0%	↑↑45.3%	↑43.3%
4位 機械製造	53.3%	55.5%	38.9%	39.8%	4位 飲食サービス	↓51.5%	↑53.0%	↑↑38.3%	↑37.8%
5位 飲食サービス	52.1%	47.6%	34.0%	35.7%	5位 電機・情報通信機器	↓51.2%	↑55.9%	↑↑43.8%	↑42.9%
6位 製薬	50.7%	49.3%	29.4%	27.8%	6位 食品製造	↓50.0%	↓51.6%	↑↑42.7%	↑41.2%
7位 卸売	50.5%	50.5%	35.1%	35.6%	7位 繊維	↑49.9%	↑↑51.4%	↑↑↑43.2%	↑↑41.3%
8位 造船	50.2%	53.6%	40.1%	38.3%	8位 造船	↓49.1%	↑53.8%	↑↑42.5%	↑42.5%
9位 紙・紙加工	49.2%	48.7%	33.7%	34.2%	9位 鉱業・採石・砂利採取	↑↑48.6%	↑↑47.8%	↑↑43.3%	↑↑↑42.0%
10位 金属	48.8%	50.6%	35.2%	34.4%	10位 電気・ガス・熱供給・水道	↑↑48.3%	↑↑49.4%	↑↑↑44.9%	↑↑45.1%
11位 小売	48.7%	47.3%	33.2%	35.0%	11位 情報サービス・ソフトウェア	↑↑47.1%	↑↑↑39.7%	↑↑↑35.1%	↓46.2%
12位 印刷	48.2%	49.3%	29.7%	33.1%	11位 小売	↓47.1%	↓47.8%	↑↑40.5%	↑38.6%
13位 繊維	47.0%	43.4%	32.0%	33.1%	11位 自動車・自動車部品	↑47.1%	↑54.8%	↑↑47.2%	↑↑37.2%
14位 広告	45.9%	40.8%	30.9%	41.0%	14位 卸売	↓47.0%	↓47.5%	↑39.6%	↑38.3%
15位 建材・住宅設備	45.3%	47.5%	30.6%	33.5%	15位 広告	↑46.9%	↑↑49.1%	↑↑40.2%	↑42.3%
16位 建設	45.1%	44.5%	35.1%	41.2%	15位 建設	↑46.9%	↑49.3%	↑↑42.0%	↑42.3%
17位 自動車・自動車部品	44.6%	51.3%	37.8%	28.8%	17位 金属	↓46.2%	↓49.8%	↑↑41.5%	↑37.9%
18位 金融・保険	42.4%	40.1%	29.0%	39.1%	18位 紙・紙加工	↓↓45.1%	↓45.9%	↑37.5%	↑37.4%
19位 石油製品・石炭製品製造	42.0%	46.0%	32.1%	29.9%	19位 建材・住宅設備	↓44.4%	↓47.0%	↑↑39.5%	↑↑39.4%
20位 電気・ガス・熱供給・水道	41.1%	41.4%	32.3%	37.2%	20位 石油製品・石炭製品製造	↑43.9%	↑↑51.8%	↑↑38.8%	↑↑37.4%
21位 鉱業・採石・砂利採取	40.6%	38.0%	34.6%	31.1%	21位 印刷	↓↓43.5%	↓46.6%	↑↑37.2%	↑34.7%
22位 不動産業・物品賃貸	39.7%	36.5%	29.5%	35.2%	22位 不動産業・物品賃貸	↑42.1%	↑↑41.8%	↑↑38.7%	↑38.9%
23位 情報サービス・ソフトウェア	39.6%	21.9%	18.5%	46.5%	23位 通信	↑↑40.8%	↑38.9%	↑↑↑35.0%	↑↑38.3%
24位 廃棄物処理	34.0%	28.0%	27.1%	27.8%	24位 廃棄物処理	↑↑39.1%	↑↑35.0%	↑↑34.8%	↑↑34.6%
25位 通信	32.6%	35.2%	22.8%	31.0%	25位 金融・保険	↓↓35.3%	↓↓34.1%	↓28.8%	↓32.3%
26位 放送コンテンツ	26.9%	28.6%	21.1%	32.0%	26位 放送コンテンツ	↑↑33.7%	↑↑33.8%	↑↑27.8%	↓31.7%
27位 トラック運送	24.2%	17.3%	20.7%	19.1%	27位 トラック運送	↑28.1%	↑↑24.6%	↑↑25.9%	↑24.0%
- その他	41.9%	40.3%	30.9%	36.4%	- その他	↑44.3%	↑44.2%	↑↑38.4%	↑39.8%

※9月時点との変化幅と矢印の数の関係（例）↑：1～4ポイント上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇

受注企業の業種毎に集計した価格転嫁の業種別ランキング

- 受注者として、価格転嫁して買えている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
- 製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が低い全体的な傾向は従前通りだが、トラック運送は約7ポイント、放送コンテンツは約12ポイント上昇。

業種別	コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率			業種別	コスト増に対する	各要素別の転嫁率		
		原材料費	エネルギー	労務費			原材料費	エネルギー	労務費
①全体	45.7%	45.4%	33.6%	36.7%	①全体	↑46.1%	↑47.4%	↑↑40.4%	↑40.0%
1位 紙・紙加工	61.7%	59.6%	41.8%	42.9%	1位 製薬	↑↑↑60.0%	↑↑↑73.8%	↑↑↑67.5%	↑↑↑60.0%
2位 卸売	60.1%	60.8%	40.4%	40.7%	2位 化学	↑58.6%	↑↑62.4%	↑↑↑50.1%	↑↑45.2%
3位 機械製造	55.2%	56.3%	41.0%	41.8%	3位 卸売	↓↓55.9%	↓57.3%	↑↑46.2%	↑44.3%
4位 化学	54.4%	57.0%	39.2%	35.4%	4位 機械製造	↓54.2%	↓58.8%	↑↑48.6%	↑↑46.9%
5位 食品製造	53.1%	51.8%	40.0%	40.1%	5位 電機・情報通信機器	↓51.0%	↑56.0%	↑↑44.2%	↑43.2%
6位 電機・情報通信機器	52.5%	54.7%	37.2%	40.8%	6位 小売	↓49.7%	↑50.8%	↑↑40.7%	↑↑39.7%
7位 鉱業・採石・砂利採取	50.8%	42.5%	42.3%	35.4%	7位 繊維	↑↑49.5%	↑↑50.4%	↑↑↑44.5%	↑↑↑43.0%
8位 小売	50.7%	49.0%	32.5%	33.5%	8位 食品製造	↑49.3%	↓50.3%	↑↑43.1%	↑40.8%
9位 金属	49.5%	53.7%	36.7%	34.3%	9位 紙・紙加工	↓↓47.7%	↓↓50.4%	↓38.2%	↓↓37.5%
10位 製薬	48.9%	37.8%	30.0%	25.7%	10位 印刷	↓47.4%	↑49.8%	↑↑40.8%	↑↑38.3%
11位 印刷	48.1%	49.4%	29.8%	30.5%	11位 建材・住宅設備	↑47.0%	↓47.6%	↑↑↑39.6%	↑40.1%
12位 建材・住宅設備	46.9%	47.8%	29.6%	35.2%	12位 金属	↓46.4%	↓52.4%	↑41.6%	↑37.3%
13位 繊維	44.4%	40.9%	33.1%	32.8%	13位 情報サービス・ソフトウェア	↑↑46.3%	↑↑↑40.7%	↑↑↑35.5%	↓45.8%
14位 建設	43.8%	43.8%	35.4%	41.2%	14位 建設	↑46.2%	↑46.7%	↑↑41.9%	↑43.6%
15位 石油製品・石炭製品製造	42.1%	49.7%	32.0%	27.8%	15位 広告	↑↑45.8%	↑↑44.1%	↑↑↑40.6%	↑↑43.1%
16位 金融・保険	40.0%	48.0%	28.3%	50.0%	16位 電気・ガス・熱供給・水道	↑↑44.7%	↑↑46.7%	↑↑↑41.1%	↑↑39.8%
17位 広告	39.2%	35.2%	22.1%	33.2%	17位 造船	↑↑43.7%	↑50.4%	↑↑↑45.5%	↑41.1%
18位 自動車・自動車部品	39.1%	49.3%	37.1%	22.9%	18位 自動車・自動車部品	↑43.2%	↑↑54.8%	↑↑45.8%	↑↑↑33.1%
19位 情報サービス・ソフトウェア	38.8%	21.0%	17.2%	46.6%	19位 鉱業・採石・砂利採取	↓↓41.2%	↓39.0%	↓↓37.1%	↓32.8%
20位 造船	37.7%	45.5%	35.3%	37.8%	20位 石油製品・石炭製品製造	↓40.9%	↑51.0%	↑35.6%	↑31.0%
21位 電気・ガス・熱供給・水道	35.5%	38.1%	28.1%	32.5%	21位 通信	↑↑↑38.5%	↑↑↑38.6%	↑↑↑36.0%	↑↑↑37.8%
22位 飲食サービス	33.5%	34.2%	19.6%	19.7%	22位 金融・保険	↓37.1%	↓↓30.3%	↑32.1%	↓↓33.8%
23位 廃棄物処理	29.0%	24.8%	24.4%	26.7%	23位 不動産業・物品賃貸	↑↑36.5%	↑↑↑35.5%	↑↑↑36.4%	↑↑33.8%
24位 不動産業・物品賃貸	27.8%	23.3%	20.9%	25.6%	24位 放送コンテンツ	↑↑↑35.3%	↑↑↑36.6%	↑↑↑32.4%	↑↑35.3%
25位 トラック運送	24.8%	16.1%	22.2%	19.4%	25位 廃棄物処理	↑32.8%	↑29.2%	↑29.2%	↑27.3%
26位 通信	24.4%	25.6%	17.6%	21.0%	26位 トラック運送	↑↑32.2%	↑↑↑28.0%	↑↑30.1%	↑↑28.7%
27位 放送コンテンツ	23.7%	23.5%	16.2%	27.9%	27位 飲食サービス	↓↓25.9%	↓32.0%	↓20.2%	↓20.8%
- その他	40.3%	36.6%	29.0%	37.2%	- その他	↑42.7%	↑41.5%	↑↑37.2%	↑39.4%

※9月時点との変化幅と矢印の数の関係（例）↑：1～4ポイント上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇

(参考) 受注企業の視点での価格交渉の状況

- 本調査は、受注企業に対して送付。
- 受注企業が、発注企業に対して交渉、転嫁して貰えたか、そのスコアを業種ごとに集計。

例) 紙・紙加工業に属する受注企業が、様々な業種の発注企業に対して価格交渉、価格転嫁できたか



50

(参考) 業種別 価格交渉と価格転嫁との比較

- 価格交渉が比較的行われている業種は、価格転嫁（値上げ）にも応じている傾向（例：化学、製薬）。
- 他方、価格交渉には応じているが、結果としての転嫁（値上げ）を認める割合は低い業界もある（例：廃棄物処理、印刷）。

価格交渉		平均点数	価格転嫁		価格転嫁率
全体		6.54	全体		46.1%
1位	化学	7.54	1位	化学	61.0%
2位	鉱業・採石・砂利採取	7.39	2位	製薬	53.5%
3位	製薬	7.38	3位	機械製造	51.9%
4位	電気・ガス・熱供給・水道	7.18	4位	飲食サービス	51.5%
5位	廃棄物処理	7.01	5位	電機・情報通信機器	51.2%
6位	飲食サービス	6.98	6位	食品製造	50.0%
7位	繊維	6.94	7位	繊維	49.9%
8位	卸売	6.89	8位	造船	49.1%
9位	情報サービス・ソフトウェア	6.88	9位	鉱業・採石・砂利採取	48.6%
10位	小売	6.70	10位	電気・ガス・熱供給・水道	48.3%
10位	広告	6.70	11位	情報サービス・ソフトウェア	47.1%
12位	食品製造	6.63	11位	小売	47.1%
13位	建設	6.61	11位	自動車・自動車部品	47.1%
14位	印刷	6.54	14位	卸売	47.0%
15位	電機・情報通信機器	6.51	15位	広告	46.9%
16位	造船	6.46	15位	建設	46.9%
17位	機械製造	6.44	17位	金属	46.2%
18位	紙・紙加工	6.42	18位	紙・紙加工	45.1%
19位	放送コンテンツ	6.38	19位	建材・住宅設備	44.4%
20位	自動車・自動車部品	6.33	20位	石油製品・石炭製品製造	43.9%
21位	通信	6.15	21位	印刷	43.5%
21位	不動産業・物品賃貸	6.15	22位	不動産業・物品賃貸	42.1%
23位	金属	6.12	23位	通信	40.8%
24位	建材・住宅設備	6.10	24位	廃棄物処理	39.1%
25位	トラック運送	5.62	25位	金融・保険	35.3%
26位	石油製品・石炭製品製造	5.23	26位	放送コンテンツ	33.7%
27位	金融・保険	5.21	27位	トラック運送	28.1%
-	その他	-	-	その他	44.3%

51

(参考) 価格交渉と転嫁率の関係

- ③ 「価格交渉は行われたが、全く価格転嫁ができなかった」企業の割合が高い業種は、トラック運送、放送コンテンツ、金融・保険など。
- ④ 但し、こうした企業の割合は、業種全体的にみると、昨年9月調査時点と比べて減少。

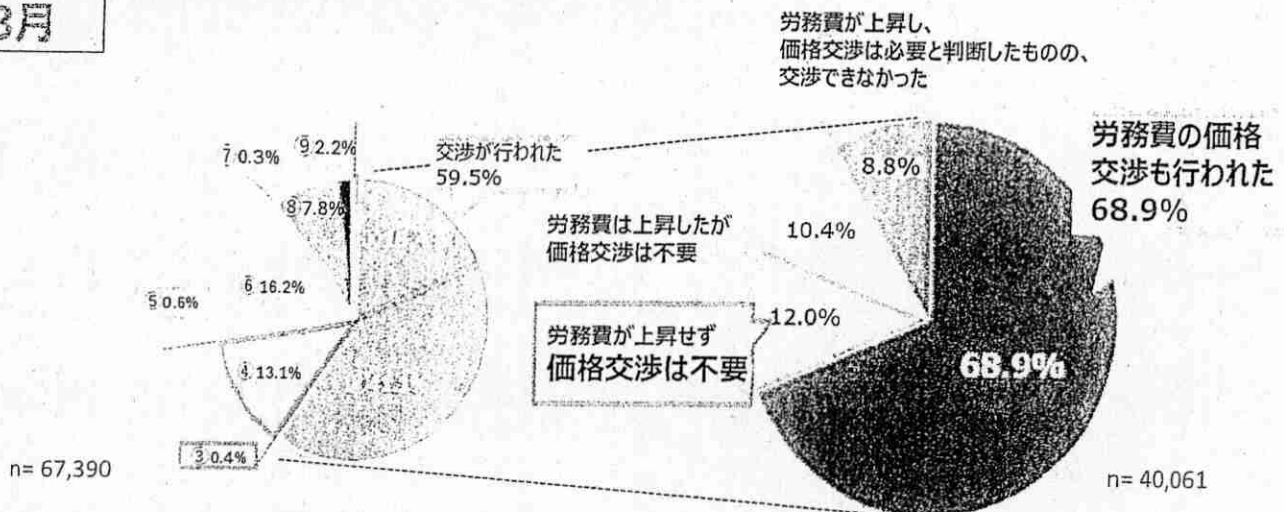
順位	業種名	2023年9月：価格交渉は行われたが、全く転嫁できなかった企業の割合	2024年3月：価格交渉は行われたが、全く転嫁できなかった企業の割合	転嫁率 (コスト全体)
—	全体	11.4%	9.6%	46.1%
1位	製薬	13.0%	2.1%	53.5%
2位	飲食サービス	7.0%	5.1%	51.5%
3位	化学	8.7%	5.9%	61.0%
4位	繊維	8.0%	6.7%	49.9%
5位	機械製造	8.9%	7.2%	51.9%
6位	造船	12.1%	7.4%	49.1%
7位	電機・情報通信機器	8.7%	7.7%	51.2%
8位	食品製造	7.0%	7.8%	50.0%
9位	卸売	7.9%	8.1%	47.0%
10位	金属	10.1%	8.3%	46.2%
11位	紙・紙加工	12.1%	8.6%	45.1%
12位	小売	10.6%	8.9%	47.1%
13位	自動車・自動車部品	13.0%	9.4%	47.1%
13位	建材・住宅設備	8.7%	9.4%	44.4%
15位	広告	11.1%	9.5%	46.9%
15位	情報サービス・ソフトウェア	12.8%	9.5%	47.1%
15位	建設	11.4%	9.5%	46.9%
18位	印刷	7.6%	9.6%	43.5%
18位	電気・ガス・熱供給・水道	15.0%	9.6%	48.3%
20位	石油製品・石炭製品製造	14.0%	9.8%	43.9%
21位	鉱業・採石・砂利採取	7.9%	10.6%	48.6%
22位	通信	23.9%	11.0%	40.8%
23位	廃棄物処理	13.1%	12.4%	39.1%
24位	不動産業・物品賃貸	16.5%	13.5%	42.1%
25位	金融・保険	16.7%	16.0%	35.3%
26位	放送コンテンツ	25.6%	19.0%	33.7%
27位	トラック運送	28.9%	19.7%	28.1%

52

(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業 (59.5%) のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割 (8.8%) の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。(例：労務費アップは自助努力で対応すべき)
- ⇒ 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務 (工事) を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

53

(今回初の調査②) 正当な理由のない原価低減要請等により代金減額があった企業

- 今回調査では、正当な理由のない原価低減要請等により価格転嫁できず、結果、代金が減額となったケースを選択肢に追加。この選択肢を、アンケート回答企業のうち、1.2% (約800社) が選択。
- 発注企業の業種別に見ると、全体平均(1.2%)を上回った業種は、以下の通り (※ 回答数 (n) が全体の1% (674社) 超の業種に限る) 建設 (1.7%)、繊維 (1.6%)、自動車・自動車部品 (1.4%)、石油製品・石炭製品製造 (1.3%)、機械製造 (1.2%)
- そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。(例：一方的に値引きを強制された。) 中には、下請法違反 (減額) が疑われる事例や、「原価低減要請」に係る振興基準上不適切と思われる事例も存在。
⇒ これら情報も端緒として、下請法の執行を強化する。

※アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 毎年、「原価低減活動」と称して、コストダウンを求められる。
- ▲ 販売価格の上限が設定されており、しかもそれが毎年下げられている。
- ▲ 「割戻金」を要請される。
- ▲ 「歩引き」が行われる。
- ▲ 過去5年にわたり、交渉しても「そんな事を言うてくるのはあなただけ。ウチの価格に不満なら他の下請を使う」等と言われる。
- ▲ 決めている価格から、「一定期間の金利引き」をされる。

※参考：下請振興法に基づく「振興基準」に規定された、原価低減要請に関する望ましくない事例

- ① 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- ② 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ③ 口頭で削減幅等を示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めること等、
書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

労働市場の今とミライ:

最低賃金アップの波 「価格転嫁できない」中小企業はどうなる?

<https://www.itmedia.co.jp/business/articles/2408/06/news066.html> [PDF出力]

2024年度の最低賃金の目安は、全国平均で時給50円増となると決まった。各都道府県の動きはどうか? また、賃上げに苦しむ中小企業はどう対応するのか?

2024年08月06日 08時30分 更新

[清上憲文, ITmedia]

今年の春闘での賃上げに続き、第2弾ともいえる2024年度の最低賃金の目安が決まった。厚生労働省の中央最低賃金審議会は7月25日、最低賃金（最賃）を全国平均で時給50円増とすることを決めた。

いつもなら各都道府県をA、B、Cの3グループに分けた最賃額改定の目安を示すが、今年は各グループともに一律50円引き上げた。



2024年度の最低賃金の目安が決まった (画像: グッティイメーجزより)

この目安に基づいて各都道府県の最低賃金審議会で決定され、10月1日から実施される。仮に目安通りに最賃が改訂された場合、全国の加重平均は1054円となり、引き上げ率は昨年比5.0%増となる。

目安通りなら、東京都は現在の11113円から11163円になる。全国最低の岩手県も943円となり、全都道府県が900円以上となり、1000円以上が現在の8都府県から16都道府県になる。

そもそも最賃は、文字通り法律が設定した最低レベルの賃金であり、正社員・非正規に関係なく地域別最賃額以上の賃金を支払わなければ最低賃金法に違反するため、50万円以下の罰則が科される。

最賃はこれまでパート・アルバイトなど非正規社員の賃上げの役割を担ってきたが、中小企業の正社員の領域にまで影響が及ぶ。

各都道府県、最低賃金引き上げなるか?

今後注目されるのは、都道府県の最賃が目安をどれだけ上回るかである。中央と同様に公益委員と労働者側委員、使用者側委員の3者で構成する都道府県の最低賃金審議会で具体的な金額が決まるが、昨年は目安を超える県が相次いだ。昨年の目安はAグループ41円、Bグループ40円、Cグループ39円だった。

Bグループの兵庫県はグループ内の目安を1円上回る41円、Cグループの佐賀県は国の目安を8円も上回る48円、山形県、鳥根県、鳥取県でも目安を7円も上回った。そのほか、青森県、大分県、熊本県、沖縄県も引き上げ、計24県が目安以上のアップを決定した。その結果、全国の加重平均は目安の1002円を超えて1004円となった。

目安以上に引き上げる背景には、隣県同士の人材獲得競争がある。例えば、佐賀県は隣の福岡県が通勤圏内であることから人材流出を危惧し、大幅な引き上げに至った。

また、台湾のTSMCの半導体工場がある熊本県の最賃は898円だが、TSMC関連企業の資材管理のアルバイトの時給は1900円、食堂の調理補助も1300円以上といわれる。今年の目安である50円を引き上げて948円。今年は隣県を巻き込んで目安以上の引き上げがあるかもしれない。

最低賃金アップの裏で苦しむ中小企業

一方、最低賃金の引き上げで最も深刻な影響を受けるのが中小企業だ。従業員の給与を最賃の近傍に設定している企業も少なくなく、最賃の引き上げで影響を受ける企業は21.6%に及ぶ。

中央最低賃金審議会の目安に関する協議でも、使用者側は大幅引き上げについてこう反対していた。

「今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げは二極化の対応が見られる。業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況にある。また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた」(「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」7月24日)

実はこうした懸念があるにもかかわらず、50円（5.0%）の引き上げは政権の意向も反映されている。岸田政権は今年6月の骨太の方針に「2030年代半ばまでの早い時期に全国加重平均1500円を目指す」と明記している。報道では労使の議論が平行線だった7月下旬に、官邸サイドから、引き上げ率を5%に乗せるように伝えたとされている。

しかし、中小企業が最貴の原資を捻出するのは容易ではない。すでにコスト削減など雑巾を絞るだけ絞っている現状では、商品やサービスの値上げによる価格転嫁が必要不可欠だ。

大企業や取引先への価格転嫁ができるかがカギを握るが、製造系の産業別労働組合の幹部は「賃闘では経営自体が苦しく、大企業や取引先に製品の価格転嫁ができたところは一定の買上げが出たが、価格転嫁できなかったところは買上げ回答が出なかったところもある」と話す。

政府や中小企業庁は、エネルギー価格や原材料価格の高騰を背景に価格転嫁や取り引きの適正化を呼びかけている。また、昨年11月末には公正取引委員会も労務費の価格転嫁の指針を出し、賃上げを後押ししている。

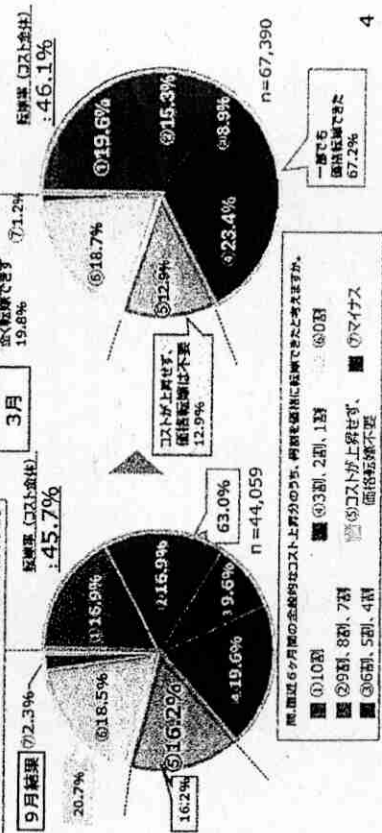
中小企業庁が6月21日に公表した「価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査結果」（参考：PDF）によると、直近6カ月間のコスト上昇分のうち「10割」を価格転嫁できた企業は19.6%、「7～9割」の企業は15.3%、「4～6割」が8.9%、「1～3割」が23.4%だった。

一部でも価格転嫁できた企業は67.2%である。一方、「全く転嫁できない」が19.8%もあった。中でも労務費の価格転嫁については「全く転嫁できない」企業が26.1%もあった。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は46.1%。昨年9月より増減（45.7%→46.1%）。
- 労務費のうち、コスト増取分を全額（10割）価格転嫁できた割合（a）は約3ポイント増加（16.9%→19.6%）、一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加（63.0%→67.2%）。
- 一方、1～3割しか価格転嫁できなかった割合（b）は約4ポイント増加（19.6%→23.4%）。全く転嫁できず/転嫁はれた企業も約2割。

⇒ 価格転嫁の進捗は更に広がっている一方、「転嫁できなかった企業」と「転嫁はれぬ企業」の2層化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。



コスト全般に対する価格転嫁の状況（画像：中小企業庁「価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査結果」より）

コスト別の転嫁率の内訳は、原材料費は47.4%、エネルギー費は40.4%、労務費は40.0%という結果になっている。価格転嫁ができる中小企業とできない企業との二極化が進んでいる。

価格転嫁の状況②【コスト要索別】

- 労務費、エネルギー費の転嫁率は、原材料費と比較して約7ポイント低い水準だが、前回（昨年9月）よりも増は減少（41.0%→40.4%）。

⇒ 労務費の指針や、エネルギー費の全額転嫁を目指す高の原資基準（本年3月改正）等の影響が、徐々に顕れつつある。



画像：直近6ヶ月間の全体的なコスト上昇分のうち、何割を転嫁に成功できたかを考えますか。



コスト要索別の価格転嫁の状況（画像：中小企業庁「価格交渉促進月間（2023年3月）フォローアップ調査結果」より）

前出の製造業の産業別労働組合の幹部は「大企業の経営者の中には、労務費は生産性向上という企業努力によって上げていくべきであり、価格に転嫁するようなものではないという認識がいまだにある。しかし、中小企業はこれまで乾いた雑巾を絞るような状態でやってきており、価格転嫁してもらわないと資金は上げられないし、従業員の生活も支えきれないと状況を振り返る。

価格転嫁による賃上げができなければ従業員の離職リスクが高まり、人手不足倒産も現実になる。価格転嫁は労使共通の課題でもある。

中央最低賃金審議会は今回の目安の厚生労働大臣への答申でも「独占禁止法の執行強化、下請けGメンなどを活用しつつ事業所管官庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』の周知徹底を要望する。（中略）転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する」と述べている。

答申では中小企業へのさらなる助成金などの支援の拡充も要望しているが、今後、コストアップと人材確保のための努力が中小企業に求められることになる。

0.0億円減を見通した。純利益は直近の市場予想

円高で「価格交渉に影響」

株急落、企業経営者身構え

企業経営者から株価と為替の急激な変動を警戒する声が出ている。5日は日経平均株価が前週末比4.451円(12%)下がり、下げ幅は米株が急落したブラックマンデー翌日(1987年10月20日の383.6円)を上回った。経営者は、株安の背景にある世界景気の減速懸念や急激な円高進行など事業環境の潮目が変わりつつあることに身構え始めた。(一面参照)

「相場行き過ぎ」指摘も

5日に決算会見や決算説明会を開いた企業からは、未曾有の株安を受け、驚きと警戒の声が相次いでいる。伊藤忠商事の鉢村剛は「線状降水帯の直撃を受けて、うけたような1日だ。消費や企業の投資意欲への影響がどれだけ大きくなるか」と警戒する。

急激な株安を警戒する声が多い		
株価急落		
伊藤忠商事	鉢村剛 CFO	線状降水帯の直撃を受けたよう。消費や投資への影響を見極めたい
日本郵船	曾我貴也 社長	日本のファンダメンタルに変化はない。円高で実体経済強くなるなら株価はいずれ戻る
SUBARU	水間克之 CFO	事業影響大きい米の株安懸念。車を含む高額品に影響がある
住友ベークライト	平井俊也 取締役	(環境変化に対応する上で)アナリストや投資家と密に連絡することが大事
GSユアサ	松島弘明 CFO	想定外の下落だが日本企業の足腰はしっかりしている
円高の進行		
JFEHD	寺畑雅史 副社長	為替は鋼材価格交渉の前にも入っており影響出かねない
ワークマン	小浜英之 社長	1ドル=140、130円でも値下げは考えられない。今後とも為替予約を進めたい
UBE	石川博隆 CFO	事業の輸出と輸入がほぼ拮抗し為替影響はほぼ無い
金利上昇や景況感		
JT*	中野恵 副社長	負債の大半は長期。資金調達面では金利上昇の影響は小さい
オムロン*	竹田誠治 CFO	欧米でFA関連の需要弱い。欧州は電池やEV生産が低調

(注)コメントは8/5時点、*は8/2時点

兆円 6 4 2 0 202 (注)

円

落傾向にある。鋼材の販売価格と原料価格の差

JFEHDの寺畑雅史の悪化でスプレッドが縮小した。

決算は、純利益が前年同期の2.9倍の47億円となり、4~6月期として

4デ

一方、ここまでの株急落は「行き過ぎ」との声もあった。JFEホールディングスの寺畑雅史副社長は「2日に続いてかなり下げ、非常に驚いている。米景気動向や円高による日本企業への影響が懸念されているが、行き過ぎた部分があると思う」と話した。日本郵船の曾我貴也社長は「えらいこっちゃということになるが、日本のファンダメンタルズ(国や企業などの経済状態)が変わったわけではない」と指摘する。

ワークマン1%減益
ワークマンが5日発表の2024年4~6月期の純利益は、税引き利益が前年減の45億円だった。ナワイルス感染拡大にトリアームが一巡し、プ用品などの販売が思った。出店の拡大に伴う増加も、利益を押し上げた。売上高にあたる営業利益は3.70億円の増となった。海外で加工用調味料の競争が激しく単価が下がった。国内ではコーヒ豆の原料価格上昇や円安を受け、インスタントコーヒーを4月に値上げしたが吸収しきれなかった。

味の素、純利益12%減

4~6月

味の素が5日発表した2024年4~6月期の連結決算(国際会計基準)は、純利益が前年同期比12%減の23.9億円だった。本業のもうけを示す事業利益は半導体用の電子材料の回復などで増益を確保したものの、資金還流を目的に海外子会社からの配当を増やしたため、配当支払時に現地国での課税額が膨らんだ。売上高は8%増の365.5億円、事業利益は1%増の43.0億円で過去最高だった。為替の円安も23億円の利益の押し上げ要因となった。電子材料や医薬品など

新與企業への投資がかさんだものの、セグメント全体では増益だった。主力の調味料・食品の事業利益は2%減の30.4億円だった。海外で加工用調味料の競争が激しく単価が下がった。国内ではコーヒ豆の原料価格上昇や円安を受け、インスタントコーヒーを4月に値上げしたが吸収しきれなかった。構造改革を進める冷凍

前年 東 純 東 推

2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)

2024年6月13日

(一社)日本経済団体連合会

[第1回集計]

業 種		2024年			2023年		
		社 数	回答額 (了承・妥結含) 円	アップ率 %	社 数	回答額 (了承・妥結含) 円	アップ率 %
製 造 業	鉄鋼・非鉄金属	13 社	14,082 円	5.06 %	12 社	7,744 円	2.93 %
	機 械 金 属	49	10,877	4.09	59	8,229	3.11
	電 気 機 器	7	13,636	5.06	9	7,196	2.74
	輸 送 用 機 器	7	10,874	4.09	9	7,814	3.03
	化 学	13	11,113	4.20	18	7,520	2.81
	紙 ・ パ ル プ	7	10,844	4.05	9	8,049	3.19
	窯 業	5	7,406	2.86	6	7,507	2.86
	織 維	8	7,707	3.28	13	5,923	2.62
	印 刷 ・ 出 版	6	7,719	2.48	5	8,870	2.69
	食 品	10	15,053	6.02	12	7,507	2.79
そ の 他 製 造 業	23	8,533	3.20	23	11,169	3.78	
製 造 業 平 均		148	11,042	4.12	175	8,349	3.10
			(10,148)	(3.88)		(7,771)	(3.00)
非 製 造 業	商 業	23	10,188	4.01	31	8,179	3.06
	金 融	2	3,703	1.36	5	4,761	2.11
	運 輸 ・ 通 信	21	8,102	3.13	27	6,004	2.31
	土 木 ・ 建 設	10	11,527	4.22	12	8,851	3.30
	ガ ス ・ 電 気	7	8,694	2.86	10	6,806	2.40
	そ の 他 非 製 造 業	15	10,450	3.96	17	6,955	2.60
非 製 造 業 平 均		78	9,286	3.53	102	7,076	2.68
			(9,021)	(3.47)		(7,000)	(2.71)
総 平 均		226	10,420	3.92	277	7,864	2.94
			(9,759)	(3.74)		(7,487)	(2.90)

- (注) 1) 本調査は、地方別経済団体の協力により、原則従業員数500人未満の17業種754社を対象に実施
 2) 17業種238社(31.6%)の回答を把握しているが、うち12社は平均金額不明等のため、集計より除外
 3) 上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
 4) 製造業平均、非製造業平均、総平均欄の()内の数値は、単純平均
 5) 2023年の数値は、2023年6月23日付第1回集計結果

賃金上昇の影響試算表

労働日数	週	社会保険	想定
パターン1 週3日×1日4時間	12	なし	アルバイト
パターン2 週3日×1日6時間	18	なし	
パターン3 週3日×1日8時間	24	なし*	短時間パート
パターン4 週5日×1日6時間	30	あり	
パターン5 週5日×1日7時間	35	あり	通常パート
パターン6 週5日×1日8時間	40	あり	

目安金額
50

<賃金上昇額> *パターン1・2・3は省略。

上昇金額	月時間数	月数	小計
パターン4 50	120	12	72,000 円
パターン5 50	140	12	84,000 円
パターン6 50	160	12	96,000 円

<保険料上昇額> 事業主負担率

健康保険料	4.950 %	
介護保険料率	0.865 %	
厚生年金保険料率	9.150 %	
労災保険料率(その他各種事業)	0.300 %	
雇用保険料率(一般の事業)	0.850 %	* 22年10月以降料率アップした率
子ども・子育て拠出金率	0.340 %	
	16.4550 %	

パターン4	72,000 ×	16.455 % =	11,848 円
パターン5	84,000 ×	16.455 % =	13,822 円
パターン6	96,000 ×	16.455 % =	15,797 円

*実務的には金額区分の標準報酬月額により計算される

<従業員1人当たり年間負担上昇額>

	賃金上昇	保険上昇	合計
パターン4	72,000	11,848	83,848 円
パターン5	84,000	13,822	97,822 円
パターン6	96,000	15,797	111,797 円

*引上時点において、成果の程度や、生産性・技能スキルの向上等に関係なく負担は発生
 ◎実際はパターン1～3における労災保険料は必須+20時間以上は雇用保険が必要だが省略

【人件費負担を補うためには】

*パターン1・2・3は省略。パターン4・5・6は、計算を簡略化するため1人当たり合計をまとめる

1人当たり人数	負担総額	利益率1%	利益率2%	利益率5%		
パターン	97,000	5	485,000	48,500,000	24,250,000	9,700,000
5として	97,000	10	970,000	97,000,000	48,500,000	19,400,000
	97,000	20	1,940,000	194,000,000	97,000,000	38,800,000

*パート10人の賃金上昇分の相殺に必要な売上増額(利益率2%) = 4,850 万円
 これはパートの賃金上昇だけで、その他従業員の賃金上昇には更なる負担が発生する

- ★募集チラシの金額が単に上昇するだけでなく、補うためには非常に厳しい売上増が必要
 新規募集の金額だけでなく、既に入社していて最賃を下回る場合は引き上げねばならない
 更に経験年数などを考慮し、今年入った者との比較から上げざるを得ず、負担が大きく膨らむ
- ★原材料高でも価格転嫁が出来ない中、逆に毎年定率でのコスト削減要請が常態化している
- ★原材料価格が高騰しており、業種によれば価格転嫁できない中で、非常な経費負担になる
 企業間物価は一時から落ち着きつつあるが、消費者物価を大きく超えている
 つまり、途中の下請け・中間の企業が、各層で負担を強いられていることの証拠である
- ★業種によるが、金属加工等では原価に占める原材料の割合は、5～6割以上のケースもある
 企業間物価が上昇し、電気代・運送費が高騰し、原価は高騰し経営を圧迫している
- ★下請法強化・パートナー宣言はあるものの、現実の転嫁は非常に厳しく一部にとどまる
 例)材料上昇分の値上げは(まだまだ少ないものの)認められつつあるが、それ以外の
 加工費に影響する電気代、製品を運ぶガソリン代(運送費)、人件費上昇等は認めてもらえない
- ★社会保険料の適用範囲の拡大により、2024年10月から51名の企業も対象になる
 これまで適用外(負担が発生しなかった)の従業員の分も負担が発生する
- ★社会保険料負担(人件費と同値)は、売上等に関係なく企業の大きな負担となっている
 社会保険料の減免や減額等の議論はなく、総人件費負担は経営コストとして非常に大きい
- ★106万円の壁で、最低賃金の上昇により、労働時間が短くなく事業が回らない
 時間調整のために最低賃金が上昇すれば働く時間が制限され、年末に人手が足りなくなる